

改正の概要

1. 介護サービス事業者が都道府県知事又は市町村長に対して行う、介護給付費算定に係る体制等についての届出は、厚生労働省老健局長が定める様式により行うものとする。なお、これと併せて、当該届出に係る届出先等を明記していない加算について、届出先を明記する等の規定の整備を行うものとする。
2. 上記の届出は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとする。

適用日等

- 告示日：令和5年3月下旬（予定）
- 適用日：令和6年4月1日

改正内容（案）の具体的なイメージ

現状の取扱い

- 介護サービス事業者は、介護報酬上の加算の取得等に際し、都道府県知事又は市町村長に対して、介護給付費算定に係る体制等についての届出を行うこととされている。
- 例えば、サービス提供体制強化加算を取得しようとする定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、右の「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を届け出ることが必要となる。
- 現状、届出の様式に係る法令上の規定はなく、標準様式例を通知にて示している。

改正の内容

- この届出について、厚生労働省老健局長が定める様式により行うものとする。
※ なお、「厚生労働省老健局長が定める様式」は、現在の標準様式例を基に別途定める予定。
- また、この届出は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとする。
※ 「やむを得ない事情がある場合」とは、事業所の職員がICTに不慣れである等の事業所側の問題により、メール等での届出が事業者にとって望ましい場合等を想定。

（例）サービス提供体制強化加算に関する届出書

（別紙12）

令和 年 月 日

サービス提供体制強化加算に関する届出書
（介護予防）訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

1 事業所名			
2 異動区分	<input type="checkbox"/> 1 新規	<input type="checkbox"/> 2 変更	<input type="checkbox"/> 3 終了
3 施設種別	<input type="checkbox"/> 1 (介護予防)訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <input type="checkbox"/> 3 夜間対応型訪問介護		
4 届出項目	<input type="checkbox"/> 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) <input type="checkbox"/> 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) <input type="checkbox"/> 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		
5 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 ③ 健康診断等を定期的に実施すること。		有・無 □・□ □・□ □・□

6 介護職員等の状況
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が60%以上		有・無 □・□
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
又は	①に占める③の割合が25%以上		□・□
	①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
	③	人	

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が40%以上		有・無 □・□
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
又は	①に占める③の割合が60%以上		□・□
	①のうち介護福祉士、実務者研修修了者等の総数(常勤換算)	人	
	③	人	

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が30%以上		有・無 □・□
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
又は	①に占める③の割合が50%以上		□・□
	①のうち介護福祉士、実務者研修修了者等の総数(常勤換算)	人	
	③	人	
常勤職員の状況(定期巡回のみ)	①に占める②の割合が60%以上		有・無 □・□
	① 従業員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち常勤の者の総数(常勤換算)	人	
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有・無 □・□
	① 従業員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常勤換算)	人	

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定種者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
備考2 「実務者研修修了者等」には「旧介護職員基礎研修修了者」を含む。
備考3 従業員とは、訪問入浴介護における訪問入浴介護従業者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者、夜間対応型訪問介護における夜間対応型訪問介護従業者をいう。